

江府町告示第10号

令和2年2月27日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和2年3月5日

2、場 所 江府町役場議場

---

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

上 原 二 郎

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第2回江府町議会3月定例会会議録（第1日）

令和2年3月5日（木曜日）

---

議事日程

令和2年3月5日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 江府町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 江府町監査委員条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 江府町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第16号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第19 議案第17号 旧御机分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第20号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和2年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第25 議案第23号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第26 議案第24号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）  
予算
- 日程第27 議案第25号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）  
予算
- 日程第28 議案第26号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和2年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和2年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和2年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和2年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和2年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和2年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和2年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 令和2年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第35号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第38 議案第36号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正  
予算（第4号）
- 日程第39 議案第37号 令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正  
予算（第5号）
- 日程第40 議案第38号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）  
補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第39号 令和元年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第  
2号）

日程第42 議案第40号 令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

日程第43 議案第41号 令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第4号）

日程第44 予算特別委員会の設置について

日程第45 陳情書の処理について

---

出席議員（7名）

2番 川 端 登志一	3番 阿 部 朝 親	4番 上 原 二 郎
5番 空 場 語	6番 三 好 晋 也	7番 三 輪 英 男
9番 長 岡 邦 一		

---

欠席議員（3名）

1番 森 田 哲 也	8番 川 上 富 夫	10番 川 端 雄 勇
------------	------------	-------------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 下 垣 吉 正

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	白 石 祐 治	教育長 .....	富 田 敦 司
総務総括課長 .....	池 田 健 一	住民課長 .....	川 上 良 文
農林産業課長 .....	末 次 義 晃	建設課長 .....	小 林 健 治
教育課長 .....	加 藤 邦 樹	福祉保健課長 .....	生 田 志 保
企画財政担当課長 .....	松 原 順 二	会計管理者 .....	藤 原 靖

---

午前10時00分開会

○議長（上原 二郎君） おはようございます。本日の欠席通告は、森田哲也議員、川上富夫議員、川端雄勇議員の3名ですが定足数に達しております。

これより、令和2年第2回江府町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴者の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番 川端登志一議員、9番 長岡邦一議員の両名を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月25日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（上原 二郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、お手元に配付しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細につきましては、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 12月議会以降の行政報告につきましては、お手元に行政報告各課別をお配りしております。主な事業についてのみご報告させていただきます。

1 ページ目でございます、1 番下のところですが、選挙管理委員会が開催されまして町長選挙の告示日7月14日、そして、投票日7月19日これが決定されたところでございます。

続きまして、2 ページ目でございます。1 番上のところ江府町ファンのつどいの開催でございます。1月13日でしたけれども、鳥取県の関西本部の交流室をお借りして、初めて開催いたしました。従来は、奥大山江府町関西交流会という形でやっておりましたけれども、なかなか参加者も少なくなってきましたし、形を変えまして実施いたしました。13名の参加でございました。今後も引き続き開催してみたいと思います。

めくっていただきまして、3 ページでございます。中程でございます、江府町地域公共交通会議の開催でございます。これ1月17日に開催いたしましたけれども、令和3年度以降の公共交通の再編等について協議をいたして決定していただきました。これは、詳細は、きのうの全員協議会でご説明したとおりでございます。

続きまして、4 ページでございます。1 番下のところでございますが、民生児童委員感謝状等贈呈式というのを行いました。この度、退任された方のお名前が載っておりますが、新たに、申し上げますと、福田学さん、本町1丁目。住田順子さん、佐川。新見道弘さん、袋原。中川ユミ子さん、宮市。徳岡まゆみさん、半の上。磯江由喜さん、日の詰。人数が合わないんじゃないかというお話があるかもしれませんが、宮の前の土井垣さんがお亡くなりになっておりますので、欠員の補充も併せて、今回新たに6名の方を選ばせていただきました。

続きまして、5 ページでございます。農業関係のことが並んでおりますが、1 番下の所にとり共生の里の活動と書いておりますけれども、これ実は実施する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で中止ということになりました。申し訳ございません、削除しておいていただけたらと思います。

続きまして、6 ページでございます。1 番上のところですが、森林管理意向調査説明会の開催というのがございます。1月26日に久連集落において森林所有者の意向調査実施をするための説明会を開催したということを書いております。これは森林環境譲与税を活用いたしまして、日野川左岸地区の土砂災害警戒区域を中心に森林整備をするために、まずは森林所有者の意向を伺ったとそういう説明会を開催したという所でございます。今後また動きがあると思います。またご報告いたします。

めくっていただきまして、7 ページでございます。中程に令和2年2月4日、日野川への思いを語る会というのが書いてございます。これは毎年開催されて今年で23回目だったんですけれども、米子市、南部町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町という日野川沿川の自治体

が集まりまして、県と国交省、日野川河川事務所が集まりまして意見交換をするものでございます。意見交換は、地域づくりに求められる河川の役割についてということだったんですが、特別講演として川と遊んでということで、江府町愛魚会の会長であります議長の上原二郎さんにご講演をいただいたと言うものでございます。

続きまして、8ページでございます。中程に、江府町教育委員会表彰、表彰式というのがございます。これは、スポーツあるいは芸術文化に関しまして功績のありました方を表彰したものでございまして、特に、ソフトテニスとか吹奏楽、ボートそういったものに関して、高校生、中学生、基本的には江府中学校を卒業した子どもたちですけれども、そういった人たちを表彰したということでございます。かなり活躍をしております。

めくっていただきまして、9ページでございます。中程ですけども、これまた恒例の江府町成人式を行いました。23名の出席、人数は少ないんですけども出席の率としては、かなり高いものでございます。例年手作りで行っておりまして、パーティの食事も町内の事業者の方にお願ひしてやっている非常にいい成人式でございました。

最後でございます、10ページでございます。1番下に小地域懇談会の反省会を開催いたしましたけれども、このときに出てきたことが、反省会をするのが遅いんじゃないかということがあって、秋に小地域懇談会をやっておりますが、もっと早く記憶の新しいうちにやってほしいという意見がございましたし、例えば、今の話題、インターネットを使った差別とか、そういったようなものをテーマにして、親子で参加するとか、もうちょっと参加者層を広げてはどうかというような意見もございましたので今後の参考にしたいというふうに考えております。報告は以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第2号 から 日程第43 議案第41号

○議長（上原 二郎君） 日程第4、議案第2号、江府町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第43、議案第41号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第4号）まで、以上、40議案を一括議題とします。

町長から行財政方針の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和2年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に

対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解、ご協力とまちづくりにつつましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

私が町長に就任した平成28年8月から3年7か月が経過いたしました。当時の計画では何もしなければ2040年には、1,800人になってしまう江府町の人口を、なんとか3,000人に留めることができないかと考えまして、3000人の楽しい町を町民のみなさんと作っていかうと思ひ、高いハードルではございますが目標として掲げさせていただいたところでございます。

就任当初の最大の懸案事項は、築60年を過ぎた本庁舎を始め、町内4か所に分散している役場庁舎への対応でございました。大きな地震が発生した場合、倒壊のおそれがあり防災拠点としての役割を果たせないばかりでなく、職員の生命すら危険なこと。分散しているため情報共有に難があり、生産性も低くなりがちで施設の維持管理コストもかさむこと。それらを解消するとともに住民サービスを提供するために必要な窓口機能の向上やバリアフリー化など、町民の皆さんを始め、すべての来庁者の方に使いやすい庁舎を早急に整備する必要性がありました。

議員各位並びに町民の皆さんのご理解もあり、順調に進めば令和3年1月からは新庁舎での業務を開始することができます。新しい町のシンボルとなる新庁舎で仕事ができる喜びを町民の皆さんに対するサービスの向上で返せるように職員一丸となって仕事に取り組んでいきたいと思ひます。

就任当初から、町民の皆さんのご意見を大切にまいりました。平成29年度、30年度に実施した集落総合点検事業、平成29年度から始めました未来のまちをつくるあなたの声、平成30年度から原則毎月1回開催いたしております、町長と町のみなさんとの意見交換会のほか、集落からお声掛けいただければ必ず座談会に出席してまいりました。また、重要案件につきましては、まず議員のみなさまに案を示しながら説明し、その後、町民のみなさんの意見を伺い、それを議会にフィードバックするというやり方を徹底してまいりました。新庁舎建設に係る住民説明会、住民参加型のワークショップ、事業見直し案の住民説明会などがその例でございます。

厳しい財政状況の中、事務事業の見直し等で町民の皆さんにはご不便をおかけすることも多々あるとは思ひますが、今後もこの考え方に従って、わかりやすく情報を提供、説明し、意見交換をしながら計画的に町政を進めてまいります。

わが町江府町を持続可能な町にするためには、次の3つのことが特に重要であり、その実現のために役場は大きな役割を担っていると考えております。

1つ目は、つながり協働し高め合う地域共同体です。



多様な人を受け入れ、人と人をつなぎ、協働を促し、互いに高め合う地域共同体を作ります。

2つ目は、一人ひとりが生きがいを創るチャレンジです。

住民みんなが、自分がやりたいことを見つけ行動し楽しんでいる。未来に向けた多様なチャレンジや風があちこちで吹くようにいたします。

3つ目は、未来を拓く力を育む教育、次世代教育です。

課題解決型教育を展開し、地元への思いとキャリアを育成するふるさと教育を進めます。

さらに、わが町江府町が時代の流れに取り残されないように明確なビジョンを示し、情報発信に積極的に取り組み、前向きに進んでいく姿勢を貫いていきたいと思えます。

令和2年度の特徴的な事業を江府町未来計画に沿いましてご説明申し上げます。

### 1、子どもが健やかで子育てが楽しいまち

一人ひとりの子どもを大切に、しっかりと配慮した保育や教育を行います。そして、保育料の無償化、在宅育児手当、新入学学用品等給付、放課後や夏休み冬休みの子ども教室、江府いもこ塾等、保護者のみなさんの負担を軽減する事業を引き続き実施するとともに、出生御祝金を増額します。同時に子育て世代包括支援センターを中心として、保健、福祉、教育分野が連携し、子育てと子どもの育ちに寄り添った切れ目のない支援を行います。

また、ふるさとを愛し地域のことを考えることができ、これからの時代に立ち向かっていける子どもを育てるため一貫したふるさと教育を実施していきます。地域の思いを学校に浸透させるコミュニティスクールをスタートさせるほか、アントレプレナーシップスクールや中学生議会を充実させていきます。併せて、日野郡三町で公設塾を設置し、今まで手薄だった高校生へのサポートにも注力していきます。また、義務教育学校の令和4年度開校を目指します。

### 2、楽しく年をとれるまち

町に暮らす全ての人々が安心して健康に暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。また、本年度から新たにひきこもりサポート事業を実施するとともに、関係機関と連携して買い物福祉サービスと見守り支援を引き続きしっかりと行います。一人ひとりの健康を町全体の健康につなげるウエルビクス運動や、認知症・介護予防のためのいどばたグループ活動など集落や団体の自発的な活動を積極的に伴走支援します。疾病の発症を予防したり、病気になっても重篤化しにくくするため、ピロリ菌抗体検査や肺炎球菌などの予防接種に助成します。持続可能な地域医療を提供できるよう江尾診療所の経営改善に取り組むとともに日野郡三町での医療連携が進むよう努力します。

### 3、みんなで考え一人ひとりが輝くまち

町政の重要事項については、従来どおり住民説明会を行うとともに集落からの要望に応じて、集落に出向いて意見交換会を実施します。加えて、子育て支援センターや保育園の保護者会、小学校、中学校のPTAの会合等、子育て世代の皆さんの声を伺う機会を作ります。積極的な情報提供を行い、住民の皆さんとともに考えるよう努めます。地域活性化支援事業、公民館講座、明德学園等により住民のみなさんの自主的な活動を支援していきます。

また、新庁舎建設に伴い、教育委員会が移動した後の防災情報センターの機能を早急に検討します。コミュニティセンターとしての図書館機能が中心になると考えており、図書館司書の増員についても併せて検討いたします。

#### 4、産業で活力とにぎわいを生み出すまち

今シーズンは全国的に雪不足で、例年通り奥大山スキー場の運営をしていれば、かなりの赤字を計上していたと思われます。地球温暖化が進行するなか、今後も雪不足になることは十分想定されます。木谷沢溪流には多くの人を訪れていることも踏まえ、エバーランド奥大山については、スキー場にこだわらない活用も考えていく必要があります。農業については、集落営農やグループ営農の動きがさらに活発化するよう支援制度を設けるとともに、奥大山プレミアム特別栽培米を始めとした江府町の農産物の魅力を発信していきます。道の駅奥大山が物販拠点、お食事処として好調ですので、この施設と連携して農産物や加工品の販売等に相乗効果が上がるよう調整します。

また、本年度から稼働したジビエ解体処理施設から新たな特産品が生まれることも期待されます。

林業関係では、前年度に引き続き森林環境譲与税を活用し、日野川左岸地区の土砂災害警戒区域を中心に森林整備に対する所有者の意向調査を実施し、所要の整備を実施します。

また、大山周辺で拡大傾向にあるナラ枯れ被害を防止するため、ナラ枯れ被害木駆除事業を実施します。

プレミアム商品券発行事業については、多くの町民の方に満足いただけるよう実施方法を工夫して継続します。

#### 5、住んでみたくなるまち、帰って来たくなるまち

地域公共交通は、将来を見据えて考えておかなければならない重要事項です。令和3年度からは町営タクシーを導入して既存の町営バス運行を大胆に変更することを考えており、そのための車両購入を行います。町営住宅整備や住宅分譲地についての検討を行うとともに、空家再生補助金制度、若者世帯定住促進制度を創設します。また、きめ細かな移住定住相談や空き家バンクの

管理等について希望者のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるNPOこうふのたよりに引き続き委託します。また、若者の移住・定住を促進するため、奨学金返済支援事業を展開します。

## 6、災害に強いまち

新庁舎には、防災会議室を始め、36時間供給できる非常用電源設備や3日間供給できる飲料水、仮設トイレの設置できる設備等、防災拠点としての機能があります。さらに、災害時等には住民のみなさんへの情報伝達は非常に重要であり、デジタル防災行政無線の整備を行うとともに携帯電話、スマートフォンからSNSを利用した情報発信を積極的に進めます。防災監を配置して、町の防災体制の点検を行い、県・消防署・警察署など関係機関との連携を図り、災害、危機管理への対応を強化します。

## 7、協働でしっかりと計画的に進むまち

事務事業の見直しにつきましては、仕事のやり方も含めた検証を徹底的に行います。職員研修の充実による職員のスキルアップをはじめ、行政サービスの向上に努めます。町全体の公共施設のあり方について将来を見据えた検討を進めます。最終的には、本年度あり方検討委員会からいただいた提言をもとに具体的な施設ごとの利活用、廃止を含めた個別施設計画を策定します。また、来年度は、江府町未来計画の前期最終年度でもあり計画の見直しを行います。その中で、移住定住、産業振興などの戦略的な分野に特化した第2期江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行います。

具体的には、江府町まち・ひと・しごと創生協議会を設立し、部会を設け、総合戦略の具体的な取り組みを進めます。

なお、本年6月4日に法律が施行される地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行う事業協同組合の取組みを検討いたします。

次に、本町の財政状況について述べさせていただきます。

まず、起債残高は、普通会計で約41億1,800万円、特別会計と併せますと約72億8,600万円となります。

平成30年度決算統計の速報値からみますと、地方債の町民1人当たりの財政負担は127万8千円となり、県内町村の平均73万6千円より54万2千円多くなっています。県内では2番目に多い水準です。

また、財政調整基金を始めとする基金残高は、令和元年度末で約12億9,800万円であり、昨年度末から約1億6,000万円の減となっています。

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す、単年度の公債費負担比率が直近の平成30年度で16.4%となっており、今後、新庁舎建設事業やデジタル防災行政無線導入事業など大型事業の返済が加われば、さらに上昇する見込みとなります。なお、3か年平均の実質公債費比率は12.6%ですが、この値が18%以上になりますと、新たな起債の借入に鳥取県の許可が必要となります。財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。

令和2年度当初予算では、収支不足を補うため4億3,500万円を基金から繰り入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し、収支不足を埋め切れない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存です。

人口減少に対応した持続可能なまちを後世に残していくためにも、SDGsの考え方も取り入れながら、より一層町民の皆様との協働のまちづくりを進めていき、予想される将来に備えていく必要があります。

続きまして、新年度予算の概略について述べさせていただきます。令和2年度一般会計歳入歳出予算総額は、43億1,500万円でございます。

別途、特別会計といたしましては、12会計、歳入歳出予算総額13億4,966万円、一般会計と合わせますと56億6,466万円となります。

公営企業会計は2会計で、簡易水道事業会計は、収益的収入6,891万2千円、収益的支出1億631万6千円、資本的収入1億3,609万9千円、資本的支出1億5,562万4千円、下水道事業会計は、収益的収入1億6,642万7千円、収益的支出1億9,150万円、資本的収入1億2,379万8千円、資本的支出1億6,269万3千円であります。

以上、令和2年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算15議案を提案し、関係条例の一部改正をはじめ、令和元年度各会計補正予算など25議案の提案につきましては、各課長の説明をもって提案とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、行財政方針の説明が終了いたしました。

日程に従い、議案第2号から議案第19号までと、議案第35号から、議案第41号までは、順次、所管課長より、議案の提案理由説明を求めますが、議案第20号から議案第34号については、後日、予算特別委員会構成のもとに、当委員会に付託審査の予定になっておりますので、詳細説明は省略します。よって、議案第2号から議案第19号までと、議案第35号から議案第41号について所管課長の説明を求めます。

川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 失礼いたします。それでは、議案第2号の説明をいたします。議案第2号、江府町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、江府町への移住を検討している者の生活体験及び移住者または地域住民の交流事業を促進するため、江府町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する必要事項を条例で定めるものでございます。それでは、詳細についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください、本条例は、第1条から第13条までで定めるものでございます。主なものをご説明申し上げます。第2条は、名称及び位置を定めております。名称は、江府町移住定住促進住宅でございます。位置といたしましては、江府町大字江尾1995番地でございます。第3条は、促進住宅を使用できる該当者等を規定してございます。第4条は、使用の制限。1枚おはぐりいただきまして、第5条は、使用期間。最長で3カ月間といたしております。第6条は、目的以外の使用、使用権の譲渡をしてはならないと定めてございます。第7条は、別表に規定する使用料を徴収するよう定めてございます。第8条から第10条は、管理運営業務を指定管理者に行わせることが出来るというふうに定めております。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） では、議案第3号、江府町監査委員条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、地方自治法が改正されたことに伴い、指し示す法令等を改正するもの、また定期監査及び例月検査につきましては、会計事務処理に要する日程を実態に即した監査機関及び検査日等に改正を行うものでございます。1枚おはぐりいただきまして、第4条、定期監査につきましては、毎年6月から10月と定めてあるものを9月から3月に改正し、5条の例月検査につきましては、毎月10日と定めてあるものを20日に改正するものでございます。議案3号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第4号でございます。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、地方公務員法及び地方自治法が改正されたことにより、非常勤特別職から一部職を除く内容となっており、報酬区分について所要の改正を行うものでございます。新地方公務員法では、特別職に該当いたします職は、知識経験に基づき助言、調査、診断等を行う職で、労働制の低い職と定義されております。更に、任命権者またはその委任を受けたものの指揮官特化で行われる事務などは該当いたしません。これによりまして、今回改正いたすものですが、1枚おはぐりをいただきまして、第2条、別表第

1の交通指導員から鳥取県西部町村就学指導推進協議会事務職員まで、今回10区分を非常勤特別職から除くものとなっております。

続きまして、議案第5号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、人事院勧告に伴い、本年4月から努めていただきます会計年度任用職員の給与に係る給料表の改正を行うものでございます。1枚おはぐりください、右側第3条別表第1の下線部分を左側改正後とするものでございます。議案第5号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号、江府町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください、この条例の改正は、鳥取県の被災者住宅再建等支援条例の改正に併せまして、県内の市町村も条例改正を行うもので、改正の目的内容は、国の助成制度の重複を解消いたします点と住宅の一部損壊について支援金を細分化し、増額する内容となっております。初めに、第3条第1項第2号につきましては、表現を分かり易くなるように改正しております。続きまして、下の方、第4条、支援金につきましては、はぐっていただきまして、2項で住宅被害10%未満は2万円以下となっておりますが、左側改正後は、5%未満が2万円、5%から10%未満は5万円以下とする内容というふうになっております。また、別表の(7)では、右側になりますが、一部損壊世帯の居宅の補修では、交付額が30万円を限度とするものとなっておりますが、国の災害援助法に基づく支援金が交付される場合は、その控除した額を限度とするというふうな内容になっております。以上、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて7号。

○住民課長（川上 良文君） 失礼いたします、それでは、議案第7号、江府町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと及び国民健康保険税率改定により、江府町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。それでは、詳細についてご説明申し上げます。1枚おはぐりください、改正の主な内容につきましてですが、新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。まず条例の第2条第2項課税額についてでございます。国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行の61万円とあるものを63万円と改めるものでございます。次に、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額は、100分の7.10を乗じてを、100分の8.51を乗じてに改正いたしますものでございます。次に、第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額は、土地及び家屋に係る部分の額に100分の27.43を乗じてを、100分の21.94に

改正いたすものでございます。1枚おはぐりください、第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額は、被保険者ひとりについて、2万1千円を2万4千円に改正するものです。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は、1万7千円を1万8千円に。特定世帯は、8,500円を9,000円に。特定継続世帯は、1万2,750円を1万3,500円にそれぞれ改正いたすものでございます。続いて、第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、控除後の総所得金額等に100分の2.40を乗じてを、100分の2.80に改正いたすものでございます。次のページです、第7条、後期高齢者支援金等資産割額については、100分の8.50を乗じてを、100分の6.80に改正いたします。第7条の2、後期高齢者均等割額については、ひとり当たり7,400円を8,000円に改正するものです。第7条の3、後期高齢者支援金世帯別平等割額の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、6,400円を6,700円に。特定世帯は、3,200円を3,350円に。特定継続世帯は4,800円を5,025円に改正するものでございます。次に、第8条、介護納付金課税費保険者に係る所得割額については、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じてを、100分の2.48に改正するものでございます。第9条、介護納付金の資産割額については、土地及び家屋に係る部分の額に100分の9.0を乗じてを、100分の7.20に改正するものでございます。1枚おはぐりください、第9条の2、介護納付金の被保険者均等割額は、ひとりについて8,000円を9,000円に改正するものです。第9条の3、介護納付金世帯別平等割額は、1世帯について5,000円を5,200円に改正するものでございます。次に、第15条、国民健康保険税の減額については、第2条でご説明いたしましたとおり、基礎課税額に係る賦課限度額を現行の61万円とあるものを63万円に改正いたすものでございます。また、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に改正いたします。続いて、第15条の第1号は、7割軽減対象世帯の医療費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、それぞれの金額を改正いたすものでございます。5ページの第15条の第2号は、5割軽減対象世帯の軽減判定の選定において被保険者の数に乘じるべき金額、医療費分、後期高齢者分、介護納付分それぞれ金額を改正いたすものでございます。6ページから8ページまでの第3号は、2割軽減対象世帯で同じく改正をいたすものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第8号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、債権関係の改正民法が令和2年4月1日から施行されることに伴い、

江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。では、詳細についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。右側が改正前、左側が改正後でございます。第11条、住宅入居の手続きについては、第1号、連帯保証人2人としていたものを1人にし、連帯保証人が保証する極度額、支払いの限度額は入居時の家賃の6月分に相当する額とするを追加するものでございます。次に、第18条、敷金については、改正民法第622条の2に敷金の定義が新設されました。1枚おはぐりください、第3項として新たに敷金を債務の弁済に充てることを決めるのは、町側であることを明文化したものでございます。これにより、改正前、第3項が第4項に、第4項が第5項に条ずれをいたします。また改正前、未納の家賃としていたものを賃貸借に基づいて生じた金額の寄付を目的とする債務の不履行と改正し、家賃だけではなく駐車場代、テレビ組合の受信料なども対象とするものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしましてこの条例の施行日前に締結された補償契約に係る保証債務については、従前の例によるものとするものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第9号でございます。江府町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本案も、議案第8号と同様、債権関係の改正民法が改正及び施行されることに伴い、改正されるものでございます。また、築15年以上になります住宅家賃の改正も併せて行うものでございます。それでは、詳細を説明いたします。1枚おはぐりください。右側が改正前、左側が改正後です。第11条、住宅、入居の手続きについては、第1号に連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とするを追加するものでございます。第12条、公営を町営に改正をいたします。次に、第13条、家賃の納付でございます。第13条の第3項、改正前その月がひと月に満たないとき、その月の家賃は1カ月を30日として日割り計算をしていたものを、改正後は、当該月を日割り計算する、28日のときは28で割る。31日のときは、31日で割るとするものでございます。第18条、敷金については、改正民法第622条の2の2に敷金の定義が新設され、第2項として新たに敷金を債務の弁済に充てることを決めるのは貸主側、町であることを明文化したものでございます。これにより改正前は、第2項が第3項に条ずれし、改正前、前項を第1項に改正するものでございます。また改正前、家賃の滞納その他の不履行が存在するとしていたものを賃貸借に基づいて生じた金銭の寄付を目的とする債務の不履行または、損害賠償が存在すると改正するものでございます。最後のページ、別表、特定公共賃貸住宅家賃の改正でございます。下の表から2段目対象物件は、佐川住宅の7



号、8号で現状4万5,000円を4万円に値下げするものでございます。これは、平成16年度建築いたしましたして、築15年を経過したために改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（上原 二郎君） 加藤課長。

○教育課長（加藤 邦樹君） 失礼いたします。議案第10号、江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明させていただきます。本案は、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い、江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、右側が改正前、左側が改正後です。第9条の第3項、都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の町が行う研修を修了したものでなければならないという項の下線部の部分を追加するものでございます。

続きまして、議案第11号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。本案は、子ども子育て支援法の改正により、国が定める家庭的保育事業の運営基準が改正されたことに伴い、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、右側が改正前、左側が改正後でございます。第6条から第45条、それと附則で第2条の部分に追加の文を付け加えさせていただきます。要約させていただきますと、家庭的保育事業を卒園する児童については、引き続き保育サービスを受けられるように、連携施設を確保することが義務付けられておりました。しかし実態としては、確保は非常に困難な状態でございます。この対策として、家庭的保育事業を卒園後必要な支援を行うことが出来る市町村においては、5年間は、連携施設を確保しないことができるとされておりましたが、この度の改正により緩和措置として内容が、更に5年間は、連携施設を確保しないことが出来ることとされたということでございますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案第12号をご覧ください。江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について。本案は、子ども子育て支援法の改正による法律定義の変更に伴い、江府町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、右側が改正前、左側が改正後でございます。語句の改正でございますして、右側の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者と改正す

るものでございます。

続いて、議案第13号、江府町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、子ども子育て支援法の改正による法令定義の変更に伴い、江府町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正するものでございます。1枚おはぐりください、右側が改正前、左側が改正後でございます。それぞれ、語句の訂正でございます。右側の支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもというふうに改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案するものであります。以上です。

○議長（上原 二郎君） 小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします、議案第14号、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。本案は、施設の健全化を図るため現在の川筋地区、農業集落排水処理施設を下流の江尾地区公共下水道処理施設に統合いたすものでございます。1枚おはぐりください、一部を改正する条例を付けておりまして、表の右側が改正前、左側が改正後でございます。別表第1の川筋地区、農業集落排水事業の施設の名称及び区域につきまして統合に伴い、条文を除くものでございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。同様でございます、1枚おはぐりください。同様に一部を改正する条例を付けております、別表第1の江尾地区の処理区域につきまして、改正後でございますけども、下安井、武庫の条文を追加いたすものでございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

○議長（上原 二郎君） 16号は松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼します。議案第16号、江府町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明させていただきます。本計画の変更については、鳥取県との事前協議が整いましたので議会の承認をいただきたく上程するものでございます。過疎地域自立促進特別事業に新たにソフト事業5件を追加するものでございます。1枚おはぐりください。追加いたします、ソフト事業は、区分1、産業の振興、観光協会補助事業、有害鳥獣対策実施隊員配置事業。次に、区分6、教育の振興、地域未来塾運営事業、外国語指導助手配置事業、高校生遠距離通学費助成事業です。以上、5つのソフト事業を過疎地域自立促進特別措置法に基づき議会の議決を求めます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして、議案第17号、旧御机分校に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。1枚おはぐりください、本案は、旧御机分校について令和2年3月31日をもって指定管理が満了となるため、改めて、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、御机集落代表者を指定管理者として指定いたすものでございます。申し訳ありません、4番目の指定期間のところ、元号が平成のままになっております。また後程改めて訂正し差替えの方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

続きまして、議案第18号でございます。旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、旧下蚊屋分校につきまして、令和2年3月31日をもって指定管理が満了となるため、改めて、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、下蚊屋集落の代表者を指定管理者といたすものでございます。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 末次課長。

○農林産業課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第19号でございます。江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。本案につきましては、現在の指定期間が令和2年3月31日で満了することに伴うものでございます。1枚おはぐりください、指定管理者となる団体の名称は、みちくさ推進会議 会長 三輪典子様でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間でございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 議案第35号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。この補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,280万4千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,026万2千円とするものでございます。1枚おはぐりいただき、第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。まず歳入について説明いたします。款5. 町税から、款60. 分担金及び負担金までそれぞれ実績に伴いまして、それぞれの項目、項ごとに増減しております。詳しくは、補正額をご覧いただければと思います。1枚おはぐりいただき、2ページ目をご覧ください。款65. 使用料及び手数料、こちらにつきましては、23万8千円の減でございます。こちらも実績に伴うものでございます。款70. 国庫支出金こちらにつきましても、主に扶助費、障がい者自立支援負担金などの扶助費などの負担金の減に伴うものでございます。款75. 県支出金99

5万5千円の減でございます。こちらにつきましても、主に生活保護費負担金などの減が主なものでございます。80. 財産収入、財産運用収入についてでございますが、103万円の増でございます。こちらは、小江尾工業団地の使用料が主なものでございます。85. 寄附金63万円の減、こちらもふるさと応援基金寄付金などの増減に伴うものでございます。90. 繰入金4,034万3千円の減でございます。こちらは、庁舎建設基金からの繰り入れの増減に伴うものでございます。款100. 諸収入240万2千円の増でございます。こちらは、水源施設整備事業負担の雑入等でございます。款105. 町債3億9,900万の減でございます。こちらは、新庁舎建設事業債3億3,620万円の減額と防災無線施設整備事業債6,130万円の減額などが主なものでございます。続いて、歳出を説明させていただきます。3ページ目をご覧ください、款、議会費4万1千円の減。これは共済費などでございます。款10. 総務費、3億9,797万円の減でございます。主にこれは、職員の人件費、職員手当などの減でございます。款15. 民生費、こちらにつきましても、それぞれ国保繰出し金などの施設勘定への繰出し金の増などが主なものでございまして、1,506万円の増でございます。続いて、款20. 衛生費663万7千円の増でございます。こちらにつきましても、予防接種、それから三町衛生施設組合などの負担金それぞれの増減でございます。款30. 農林水産業費1,488万1千円の減でございます。こちらにつきましても、下水道事業出資金への繰出し金の減、林道開設工事請負費の減などが主なものでございます。続いて、款35. 商工費40万8千円の増でございます。こちらは、企業立地補助金の増と奥大山スキー場を休止したための補償補填26万8千円の増などが主なものでございます。40. 土木費290万8千円の減でございます。道路建設修繕工事請負費などの減が主なものでございます。1枚おはぐりいただき、4ページ目をご覧ください。款45. 消防費6,130万円の減でございます。こちらは、デジタル防災無線整備工事の今年度の減を計上しております。続きまして、款50. 教育費それぞれ項の中で、教育総務費から保健体育費ありますが、臨時職員等の増減、それから生徒保険補助金の減などが主なものでございます。次に、款55. 災害復旧費91万6千円の減でございます。こちらそれぞれ農林水産業施設災害復旧工事、公共土木施設災害復旧工事などの減でございます。次に65. 諸支出金、519万6千円の増でございます。これは、ふるさと応援基金、ふるさと納税の増分でございます。次に、款90. 予備費、項90. 予備費846万4千円の減でございます。こちらは、今回の第8号補正の一般財源として財源確保に伴い、予備費を減額したものでございます。5ページ目を次にご覧ください。第2表、繰越明許費について説明いたします。8事業について、令和2年度へ繰越しいたします。こちらに記載しておりますとおり、新庁舎外構工事設計業務572万円から町道宮市

貝田線防護柵修繕事業200万円まで8事業を次年度へ繰り越すものでございます。はぐっていただきまして、6ページ目をご覧ください。第3表、債務負担行為補正について説明いたします。江府町地域振興株式会社のスキーリフト建設事業に対する損失補償、令和元年度から令和3年度までの限度額3,089万5千円を廃止し、新たに令和2年度から令和3年度までの限度額2,076万5千円を追加するものでございます。続きまして、7ページ目をご覧ください。第4表、地方債補正について説明いたします。この度の歳入の補正に伴いまして、地方債限度額を補正するものでございます。地方債限度額をそれぞれこの項目に掲げておりますとおり、総額3億9,900万減額いたしまして、6億5,165万2千円を限度額とするものでございます。以上により補正予算を編成しております。詳しくは、8ページ目以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますのでご覧ください。ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） ちょっとここでさっき5ページを見ていただきたい、3ページか、3ページの中で松原課長が総務費3億9,700万のところを主に人件費の減ということを言われましたが、ちょっと勘違いじゃないかと思いますが、そこだけ訂正してください。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 大変失礼しました、総務費3億9,797万円の内、主なものは、人件費の職員2名分と一番大きなものが新庁舎建設事業、この分を今年度4割相当分の経費のみでの支払いになりますので、こちらの方を減額しております。こちらのほうが3億6,878万6千円、新庁舎建設事業費として減額しております。更にもうひとつ、デジタル防災無線事業こちらにつきましても、減額補正をしておりますので、併せまして3億9,797万円の減額というものでございます。説明が足りず申し訳ございません。

○議長（上原 二郎君） 生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。それでは、議案第36号から39号まで説明をさせていただきます。まず、議案第36号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,178万7千円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を3億6,067万6千円とするものです。議案書の1ページをお開き下さい。歳入におきまして、国庫支出金、国庫補助金10万2千円の増。県支出金、県補助金2,168万5千円の増でございます。これは、システム改修に係ります国庫補助金及び県補助金については、保険給付費交付金として療養給付に係る普通交付金、それから診療所歯科に係る特別交付金を計上いたすものです。1枚おはぐりく

ださい、議案書の2ページです。歳出におきまして、総務費、総務管理費15万4千円の増額。これは、マイナンバー情報連携システム改修費に係るものでございます。保険給付費、療養給付費1,404万円の増。高額療養費323万円の増。これは、年度末に向けましての給付実績を見込んだものでございます。諸支出金、償還金6千円の増。繰出し金441万5千円は、先程ありましたようにへき地診療所に係る調整交付金として施設勘定へ繰り出すものでございます。予備費5万8千円を減額して調整いたします。詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書をご覧ください。

続きまして、議案第37号、令和元年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ263万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,023万8千円とするものです。議案書の1ページをご覧ください。歳入におきまして、診療報酬、外来収入211万9千円の減額。使用料及び手数料12万6千円の減額。繰入金296万1千円の増額。諸収入、受託事業収入370万9千円の減額。雑入36万円の増額となっております。この内、主な補正の内訳といたしまして、繰入金のうち一般会計繰入金1,968万4千円の増額。これは、診療所に係る地方交付税交付額の確定によるものです。そして事業勘定繰入金441万5千円の増額は、先程、事業勘定のほうで説明いたしました歯科に係るへき地診療所の運営費です。財政調整基金の繰入金を2,113万8千円減額いたします。続きまして2ページをご覧ください。総務費、施設管理費です。389万4千円の減額、医業費204万2千円の増額、地区診療所費。これは、俣野診療所に係るものですが事業費78万1千円の減額です。いずれも11月末までの執行額とそれから前年度を参考にいたしました12月からの執行見込みにより年度末決算を見込み計上いたしましたものです。詳細は、3ページ以下の事項別明細書をご覧ください。

続いて、議案第38号、令和元年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ730万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,642万3千円とするものです。いずれも年度末実績を見込み計上したものです。予算書の1ページをお開き下さい。歳入におきまして、保険料介護保険料70万円の増。支払基金交付金388万6千円の減。国庫支出金の内、負担金177万2千円の増、国庫補助金53万3千円の減。県支出金、県負担金391万9千円の減。繰入金、一般会計繰入金137万3千円の減。諸収入、雑入6万3千円の減。合計703万2千円の減となります。続きまして、2ページをご覧ください。歳出におきまして、総務費、総務管理費30万3千円の減。介護認定審査会費4万7千円の減。保険給付費、介護保険

サービス等諸費 1,248 万円の増。介護予防サービス等諸費 186 万円の減。特定入所者介護サービス等費 190 万円の減。続きまして、款、地域支援事業費です。包括的支援等事業費 11 万 6 千円の減。介護予防・生活支援サービス費 201 万 3 千円の減。一般介護予防事業費 9 万 7 千円の増でございます。予備費 1,364 万円を減額して調整いたすものです。この内、増額となります介護保険サービス等諸費の主なサービス内容ですけれども、地域密着型通所介護それから老人保健施設への冬期間入所が増えることを見込んだ施設介護サービスの給付でございます。詳細は、3 ページ以下の事項別明細書をご覧ください。

最後に、議案第 39 号です。令和元年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 万 7 千 6 百円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,483 万 9 千円とするものです。議案書の 1 ページをご覧ください、歳入におきまして、繰入金 147 万 6 千円の減額。これは、車いす送迎車購入に係ります財源を町債に振り替えたことによるものです。続いて、町債 50 万円の増額。これは、施設整備及び備品購入に係る介護サービス施設整備事業債が確定いたしましたことによるものです。予算書の 2 ページをお開き下さい、歳出におきまして、施設整備費 9 万 9 千円の減。公債費利子償還金 1 万 3 千円の増です。施設整備費につきましては、リフト車、車いす者の購入額を確定に伴う減額でございます。予算書の 3 ページをお開き下さい、地方債の補正です。介護サービス事業債限度額 340 万円を 290 万円に減額。過疎対策事業債限度額 340 万円を 440 万円に増額し、補正前の合計 680 万円を補正後 730 万円の限度額とするものです。詳細につきましては、4 ページ以下の事項別明細書をご覧ください。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案第 40 号、令和元年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。本案は、第 2 条の収益的収支につきましては、水道事業収益 1,403 万 2 千円を増額、また、水道事業費用 536 万 1 千円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益 1 億 100 万 5 千円、水道事業費用 1 億 3,252 万 2 千円といたすものでございます。第 3 条の資本的収支につきましては、資本的収入 1,919 万 6 千円を減額。資本的支出を 1,077 万 2 千円減額し、補正後の予算額は、それぞれ資本的収入 8,204 万 4 千円。資本的支出 1 億 731 万 1 千円といたすものであります。補正いたします主な内容は、深山口地区水源調査及び作成調査の資本的事業から収益的事業への振り替え、国道 181 号改良工事に伴う水道移転補償事業の収益的事業から資本的事業への振り替え及び事業費の精査などとなっております。1 枚おはぐりください、第 4 条の企業債は、深山水源調査の水

質基準が適合しなかったために減額に伴い、限度額を2,620万円に改めています。次のページですけれども第5条の職員給与費1,287万4千円に、それから第6条の他会計からの補助金を3,456万4千円に改めています。以下、次ページから予算に関する説明資料といたしまして予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算、予定貸借対照表を提出していますのでご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第41号、令和元年度江府町下水道等事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案の第2条の収益的収支につきましては、下水道事業収益1,269万円を増額、また下水道事業費用4,027万8千円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億6,891万3千円、下水道事業費用1億8,631万3千円といたすものであります。第3条の資本的収支につきましては、資本的収入4,012万6千円を減額、資本的支出1,427万3千円を増額し、補正後の予算額は、それぞれ資本的収入1億5,341万3千円、資本的支出1億9,007万2千円といたすものであります。補正いたします主な内容は、国道181号改良工事に伴う下水道移転補償を収益的事业から資本的事业に切り替える及び事業費の精査などとなっております。1枚おはぐりください、第4条の企業債でございますけれども、ストックマネジメント事業の次年度の補助要望に伴い、減額として7,020万円に改めています。次ページですけれども、第5条、職員給与費を894万6千円に。それから第6条の他会計からの補助金を7,695万5千円に改めています。以下、予算に関する説明書といたしまして、予定実施計画、予定キャッシュ・フロー計算、予定貸借対照表を提出していますのでご覧いただきますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

---

#### 日程第44 予算特別委員会の設置について

○議長（上原 二郎君） 日程第44、予算特別委員会の設置についてです。

おはかりします。議長発議として、新年度予算議案の件は、特別委員会を設置して審査を行いたいですが、これの設置について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して審査することに決しました。

おはかりします。議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計予算特別委員会とし5名、特別会計予算特別委員会とし5



名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、長岡邦一君、三輪英男君、空場語君、川端登志一君、上原二郎の5名。特別会計予算特別委員会委員には、川端雄勇君、川上富夫君、三好晋也君、阿部朝親君、森田哲也君の5名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって所属委員は、議長指名のとおり決しました。

では、ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたい。暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（上原 二郎君） 再開いたします。

各特別委員会より報告があった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、三輪英男君、副委員長、川端登志一君。特別会計予算特別委員会委員長、阿部朝親君、副委員長、森田哲也君の以上であります。

では、各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託します。

一般会計予算特別委員会は、議案第20号を、特別会計予算特別委員会は、議案第21号から議案第34号までの14件をそれぞれの委員会に付託するので会期中に結果の報告を求めます。

---

#### 日程第45 陳情書の処理について

○議長（上原 二郎君） 日程第45、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

おはかりします。陳情第1号、第2号、第4号、第5号は、教育民生常任委員会に付託し、陳情第3号は、総務経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情5件は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いします。

---

○議長（上原 二郎君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時29分散会

---